

【小学校教員、中学校教員対象】

令和6年度静岡県公立学校 任期付職員（教員経験者） 採用選考試験案内

令和5年10月 静岡県教育委員会

- 静岡県内の市町立学校（静岡市及び浜松市を除く。）において、令和6年4月以降、育児休業若しくは配偶者同行休業を取得しようとする教員の代替職員として勤務する任期付職員又は定数内の欠員補充として勤務する任期付職員を募集します。
- 小学校教員、中学校教員の併願はできません。

【任期付職員について】

- ・ 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定に基づき、任期を定めて採用される職員のこと、任用期間は原則3年間とする。
- ・ 職務内容及び給与は正規職員（定年制常勤職員を指す。）と同じとなる。
- ・ 産前・産後休暇や育児休業等を取得する職員が生じた場合、任用期間内において、当該職員の代替となる任期付職員又は臨時的任用職員として任用される場合がある。また、任用期間内において、人事異動が行われる場合がある。いずれの場合においても、職務内容及び給与は変わらない。

※会場等の詳細は、静岡県教育委員会ホームページ（以下「HP」と表記）から確認してください。
(<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/kyoiku/index.html>)

今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、試験日程や会場等の変更を行う場合があります。その場合には、HPに掲載します。

本年度、高等学校教員、特別支援学校教員の任期付職員（教員経験者）採用選考試験に出願した者については、本採用選考試験との併願はできません。

I 選考試験を行う教員種別及び教科等

教員種別	教科名	採用見込者数
小学校教員	—	50人程度
中学校教員	国語、数学、理科、保健体育、家庭、英語	7人程度

- 1 採用見込者数は、令和6年度静岡県公立学校任期付職員採用選考試験（教員未経験者）の採用見込者数は含まない。また、現時点における一応の目安であり、変更することがある。
- 2 採用後、希望と異なる市町へ配置することもある。
- 3 小学校教員、中学校教員については、採用後、打診の上、受験と異なる教員種別へ配置することもある。

II 受験資格 ※下記1～7の全てを満たす者

- 1 令和6年4月1日に有効な教員種別・教科等の教育職員普通免許状を所有している者
免許状の有効性については、以下のURLから確認すること。

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/kyoiku/1003764/1003873/1031772.html>)

教員種別	必要とする免許状・資格等
小学校教員	小学校教諭普通免許状
中学校教員	上記Iに掲げる教科の中学校教諭普通免許状

- 2 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に規定する以下の欠格事項に該当しない者
- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者又は刑の執行中の者
 - ・禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間
 - ・禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間
 - (2) 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 - (3) 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
 - (4) 静岡県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 3 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告（心神耗弱を原因とするもの以外）を受けていない者
- 4 令和5年7月31日において次の要件に該当する者
- ・国公立学校で定年制の教員、任期付職員、又は臨時的任用職員として、通算1年以上の教員の実務経験をもつ者（在職中の者を含む。非常勤講師の期間は実務経験に含まない。）
- 5 令和6年3月31日において次のいずれにも該当しない者（令和6年度において、再任用の制度の対象者でないこと。）
- (1) 静岡県に25年以上勤務した後、定年前に退職した者で、60歳以上かつ退職後5年以内の者
 - (2) 静岡県の再任用職員（暫定再任用職員を含む。以下同じ）の実績がある者で、64歳以下の者
 - (3) 静岡県の既定年退職者又は再任用職員で64歳以下の者
- 6 令和7年3月31日、令和8年3月31日において次の要件に該当しない者（令和7年度及び令和8年度において再任用の制度の対象者でないこと。）
- ・静岡県に25年以上勤務した後、定年前に退職した者で、60歳以上かつ退職後5年以内の者
- 7 次の要件に該当しない者
- 令和4年度又は令和5年度に静岡県教育委員会の任期付職員として採用され、現在、在籍中の者（同一の教員種別でない場合は、受験資格を有する。なお、小学校教員、中学校教員は、同一の教員種別とみなす。）

III 出願手続

1 出願方法

受験の申請は、原則、電子申請による。（※電子申請は、教員種別ごとに異なる。）

電子申請について

(1) 準備するもの

電子申請（インターネットによる申込）にあたり、次のものを準備する。

- ・インターネット環境のあるパソコン又は、一部のスマートフォン
推奨環境（OSやブラウザ）については、電子申請サービスホームページの「ヘルプ」→「操作マニュアル」→「FAQ」を確認する。
- ・本人のメールアドレス
登録したメールアドレスが利用者IDとなる。受験が全て終わるまで変更しないことを推奨するが、メールアドレスを変更しなければならない場合には、電子申請システム上で必ず変更手続きを行う。
- ・受験票等を印刷するためのプリンター（A4判が印刷できるもの）
（スマートフォンからの印刷は、サポート不可）

(2) 電子申請の流れ

①インターネットにアクセス	「ふじのくに電子申請サービス」にアクセスする。 静岡県教育委員会>教職員の採用>試験案内>電子申請（外部リンク）
②利用者登録	はじめに「利用者登録」をして「利用者ID」を取得する。 ※利用者登録は、申請期間前でも行うことができる。 ※登録時に取得したIDとパスワードは申請時に必要となるため、必ず、記録（メモ）しておく。紛失しても、利用者IDやパスワードの問合せには、一切対応できない。 ※利用者登録だけでは、受験申込にはならないため注意する。
③受験申請	・申請期間中に、手続き名「令和6年度静岡県公立学校任期付職員（教員経験者）採用選考試験申込」の申請入力画面に必要な事項を入力して送信する。 ・送信後、画面に「整理番号」「パスワード」が表示される。受験票のダウンロード等、その後の手続きで必要となるため、記録（メモ）しておく。 ・申請確認の通知メールが登録したメールアドレス宛てに送信される。 ※申請画面は180分経過するとタイムアウトになり、入力したものが消えてしまうため、こまめに一時保存をする。 ※申請確認通知のメールは、申請を受理したということではない。申請内容に不備がある場合や郵送により提出する書類が提出されない場合は、受理されないことがあるため、慎重に手続きを行う。 ※申請内容に不備がある場合は、利用者登録した際のメールに連絡する。 静岡県教育委員会からの連絡に対し、指定した期日までに応答がない場合は、申請を受理しない。（受験ができなくなる。） ※電子申請から送信されるメールのアドレスは「pref-shizuoka@apply.e-tumo.jp」になるので、受信できるように設定しておく。 ※整理番号とパスワードの両方を忘れた場合は、申請期間内であれば、新規のユーザーとして改めて、申請手続きを行う。
④申請内容の確認	・「ふじのくに電子申請サービス」の「申込内容照会」のメニューから申請内容及び審査状況が確認できる。 ・申請内容に修正が必要な場合、申込期間内であれば修正が可能である。
⑤受験票のダウンロード	令和5年11月21日（火）以降に、受験票の発行をメールにて通知するため、「申込内容照会」の画面から受験票及び関係書類（PDF）をダウンロードする。 ※プリントアウトした受験票には、必ず署名欄に自署で署名するとともに、写真を貼り、選考試験当日に持参する。添付文書を参照する。

(3) 留意事項

- ア 登録したメールアドレスへのメールは、申請内容の確認、問合せや受験票の発行の連絡に使用するため、こまめに確認する。
- イ システム操作に関することは、「お問い合わせコールセンター」に問い合わせる。担当課では受け付けできない。（連絡先は、電子申請HPで確認する。）

2 「電子申請期間」及び「関係書類の提出」

(1) 電子申請

令和5年10月19日(木)午前8時から11月10日(金)午後5時までに申請を完了する。

ア 申請期間終了直前は、問合せが多くなり対応できなくなる可能性がある。また、11月10日(金)午後5時に、システムにより自動で受付が締め切られるため、手続き途中の場合は申請が完了できず、受験ができなくなる。時間に余裕を持って手続きをする。

イ 使用される機器や通信上の障害等によるトラブルについて、静岡県は一切責任を負わない。

(2) 関係書類の提出

面接用シート、課題作文、勤務歴証明、選考結果通知送付用封筒を次のとおり郵送する。

勤務歴証明は、HPからダウンロード、印刷をして、HPの記入例に従って記入し、最終勤務校又は現在勤務校の証明を得る。

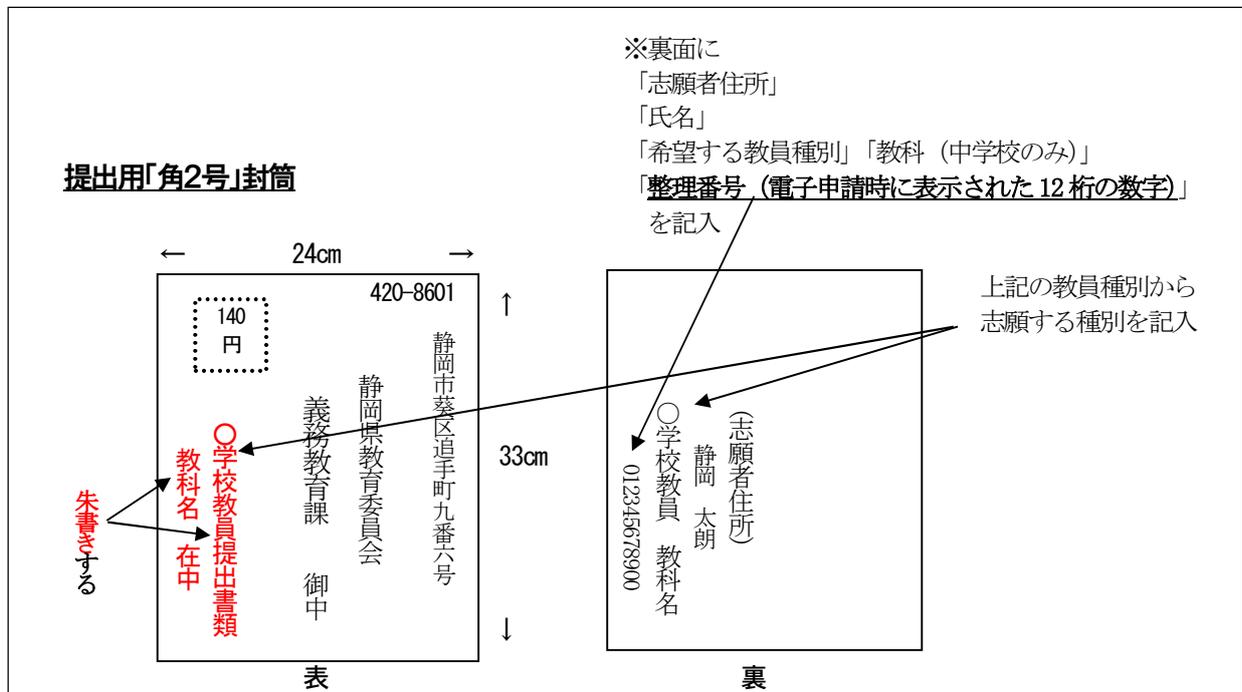
教員種別	提出物	送付先(※)	提出期間
小学校教員 中学校教員	①面接用シート 1部 ②課題作文 1部 ③勤務歴証明 1部 ④選考結果通知送付用封筒 1部	義務教育課	令和5年 10月19日(木) ～11月17日(金) (11月17日消印有効)

※送付先住所

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県教育委員会 義務教育課

受験に係る書類は信書に該当するため、総務大臣の許可を受けた信書便事業者による送達のみ認める。(メール便は利用できない。)



選考結果通知送付用封筒

【注意事項】※右図参照

- ① **長形3号（縦23.5cm×横12cm）**を使用する。
- ② **94円切手**を貼付する。
- ③ 結果送付先の郵便番号、住所、氏名を明記する。
- ④ 氏名の後には「様」を付記する。
- ⑤ 封筒（表）の左下隅に希望する**教員種別・教科名**を記入する。

3 受験票の送付

- (1) 令和5年11月21日（火）以降に選考試験の受験案内とともに志願者にメールにて送信する。メールの指示に従い受験票をダウンロードし、印刷して写真を貼り付ける。
- (2) 11月27日（月）を過ぎても、メールが届かない場合は、「**Ⅶ 問い合わせ先**」に連絡する。

IV 選考の実施方法

1 書類選考及び面接試験とする。

- (1) 書類選考
課題作文の記載内容を選考資料とする。
- (2) 面接試験
日時、会場は次のとおり。

教員種別	日時	会場（予定）
小学校教員	勤務希望市町が静東教育事務所管内の者 12月18日（月）、19日（火）のうち、 指定された日時	静岡県東部総合庁舎 沼津市高島本町1-3
中学校教員	勤務希望市町が静西教育事務所管内の者 12月20日（水）の指定された時間	静岡県総合教育センター 掛川市富部456番地

- (3) 教育事務所の管轄は次のとおり。なお、管轄をまたぐ市町への人事異動もあり得る。

区分	対象市町等
静東教育事務所	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、ふじのくに中（三島教室）
静西教育事務所	島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町、川根本町、磐田市、袋井市、湖西市、森町、ふじのくに中（磐田本校）

V 選考結果通知

- ・令和6年1月18日（木）以降、受験者へ結果通知を発送する。
- ・1月24日（水）を過ぎても通知が届かない場合は、「**Ⅶ 問い合わせ先**」に連絡する。
- ・採用候補となった者に公務員としての信用失墜行為等と同等の行為があった場合には、採用しない。
また、採用候補となった者が、採用時に免許状の有効な状態を保持できない場合は、採用できない。

VI 採用及び勤務条件

1 採用

- ・地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定に基づき、任期を定めて採用される職員のこと、任用期間は原則3年間とする。
- ・産前・産後休暇や育児休業等を取得する職員が生じた場合、任用期間内において、当該職員の代替となる任期付職員又は臨時的任用職員として任用される場合がある。また、任用期間内において人事異動する場合がある。いずれの場合においても、職務内容及び給与は変わらない。
- ・任用期間内でも、静岡県公立学校教員採用選考試験の受験は可能である。
- ・日本国籍を有しない者は、教諭でなく、講師として任用する。

2 勤務条件

(1) 給与

任期付職員の給与は、定年制常勤職員と同等である。ただし、60歳超の職員については、暫定再任用職員との均衡を考慮して給与を決定する。(任用期間中に60歳になった職員についても、60歳になった日以後の最初の4月1日付けで、同様に決定し直す。)

(例) 令和5年4月1日現在(前歴を有しない方の初任給)

学 歴	初任給	備 考
大学院卒(修士)	月額 約262,000円	左の額は、給料と教職調整額(給料の4%)、地域手当、義務教育等教員特別手当の合計
大学卒	月額 約237,000円	
短大卒	月額 約214,000円	

※上記に、前歴の職務内容や期間を加味して初任給を決定する。

※このほか、期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、退職手当などがそれぞれの条件に応じて支給される。

(2) その他勤務条件

勤務時間	週38時間45分。土曜日、日曜日は週休日となる。
休暇制度	年間20日間(任用1年目は任用時期に応じた日数)の年次有給休暇が与えられるほか、特別休暇(夏季休暇、病気休暇、産前産後休暇等)や介護休暇等がある。
その他	育児休業や配偶者同行休業など、一部の制度は法令上の規定により適用除外であるが、任用形態によっては適用される場合がある。

VII 問い合わせ先

担当部署	電話番号	住所
静岡県教育委員会 義務教育課	054-221-3663	〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号